

第3章 消防用設備等別審査基準

第1節 消防用設備等の設置指導基準

第1 消火器具（令第10条、規則第5条の4及び第6条から第11条まで、条例第45条及び第46条関係）

1 用語の定義

- (1) 令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置をして総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれない。

- (2) 規則第5条の4に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けることをいう。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」とは、加熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」に該当しない。

エ 家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合において、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに次のいずれかの機能が設けられているときは、「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱う。

(ア) グリル過熱防止機能（グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）

(イ) グリル消し忘れ消火機能（グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）及び炎あふれ防止機能（グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能）

2 設置場所等

- (1) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」については、規則第6条第6項の規定を満足する範囲で、廊下、通路、室の出入口付近とすること。

- (2) 規則第9条第2号に規定する消火器具に支障となるおそれが少ない箇所の例は、次の場所であること。

ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

ウ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面から

の高さが10cm以上となる台所等の場所

(3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。

3 付加設置その他

(1) 規則第6条第3項に規定する少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取り扱う数量の算定は、「危険物規制事務審査基準」(平成2年7月5日消危第125号)第2章第1節の第3の例によること。

(2) 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

なお、条例第45条第2項第2号の規定についても、これを準用する。

ア 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の使用電圧については、交流にあつては600Vを、直流にあつては750Vを超えるもの。

イ 「その他これらに類する電気設備」は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器(電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等をいう。以下同じ。)、急速充電設備及び蓄電池設備をいう。

なお、次のいずれかに該当するものを除く。

(ア) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

(イ) 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

(ウ) 配線、照明、電動機等

(エ) 急速充電設備(全出力が20kW以下のもの)

(オ) 蓄電池設備(蓄電池容量が10kWh以下のもの及び10kWhを超え20kWh以下のもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定める出火防止措置が講じられたもの)

(カ) その他(ア)から(オ)に類するもの

(3) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第74条第1項第1号から第4号の2までに規定する設備(第3号の2ちゅう房設備にあつては、入力合計が117kW以上のものを含むものとする。)を設置する場所をいうものであること。

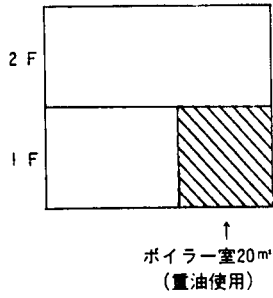
なお、条例第45条第2項第3号の規定についても、これを準用する。

(4) 規則第6条第4項又は第5項に規定する床面積の算定は、第2章第2節第4、2(6)により、それぞれ算定すること。

(5) 令第10条第1項第1号ロに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡未満のものについては、規則第6条第5項の規定による能力単位の合計数の加算を行わないこと。

(6) 令第10条第1項又は条例第45条第1項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器が規則第6条第4項又は第5項、条例第45条第2項に基づき電気設備、ボイラー室等に設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び歩行距離を満足する場合にあつては、重複設置は必要ないものとして取り扱うこと。

(例1) 令第10条第1項による消火器の設置義務のある防火対象物に規則第6条第4項又は第5項に規定する部分が存する場合



(12)項イ 延べ面積380㎡
(各階190㎡) 耐火建築物

○建物について

$380 \geq 150$ (令第10条第1項の設置基準面積)

$$\frac{380}{100} = 3.8 \rightarrow 4 \text{ 単位}$$

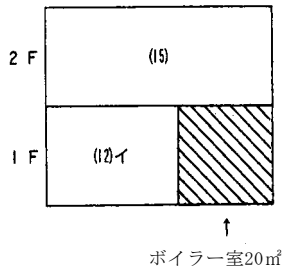
○多量の火気使用場所について

$$\frac{20}{25} = 0.8 \rightarrow B \text{ 1 単位}$$

設置例 {
2 F 2 単位
1 F 2 単位 + B 1 単位

2 FにはA火災適応消火器を設置すればよく、1 Fについては、各部分から歩行距離20m以下であれば、A、B火災適応消火器を設置すれば、ボイラー室専用の消火器はなくてもよい。

(例2) 条例第45条第1項による消火器の設置義務のある防火対象物に同条第2項に規定する部分が存する場合



(16)項ロ 延べ面積240㎡
(各階120㎡)

○建物について

$240 \geq 150$ (条例第45条第1項の設置基準面積)

消火器設置義務あり

○ボイラー室について

条例第45条第2項該当

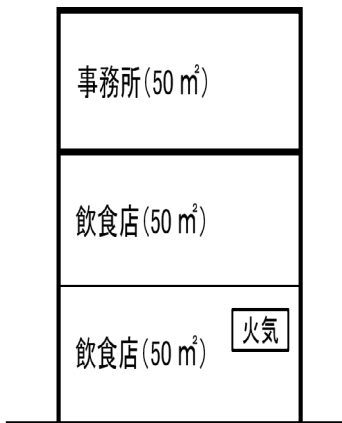
2 Fには、A火災適応消火器を設置し、1 Fについては、各部分から歩行距離20m以下であれば、A、B火災適応消火器を設置すればボイラー室専用の消火器はなくてもよい。

(7) 条例第45条の規制対象となる小規模特定飲食店等の能力単位の計算方法については、次の例による。

(例) 複合用途防火対象物 (16項イ/延べ面積150㎡: 令第10条及び条例第45条適用)

- ・ 3階は50㎡以上、1階及び2階は「小規模特定飲食店等」に該当=政令規制あり。
- ・ 延べ面積150㎡の複合用途防火対象物=条例規制あり。

※ただし、3階は、第45条第1項ただし書により条例での設置対象外



能力単位の計算

【3階部分の事務所 (政令規制)】

- ・ 規則第6条の規定に基づき、200㎡で除す。
 $50 \text{ m}^2 \div 200 \text{ m}^2 = 0.25$
- ・ 3階部分に必要とされる能力単位は、0.25となる。

【1階及び2階の飲食店 (政令+条例規制)】

- [政令規制]
- ・ 規則第6条の規定に基づき、100㎡で除す。
 $100 \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 = 1 \dots \textcircled{1}$
- [条例規制]
- ・ 条例第45条の規定に基づき、1階及び2階の合計面積を150㎡で除す。
 $100 \text{ m}^2 \div 150 \text{ m}^2 = 0.67 \dots \textcircled{2}$
- ・ 1階及び2階は、政令及び条例双方の基準を満たす必要があるため、必要とされる能力単位は、1となる。

4 標識

規則第9条第4号に規定する標識の形状等は、次によること。●

- (1) 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。
- (2) 地を赤色、文字を白色とすること。
- (3) 文字の大きさは5cm角以上とすること。

5 簡易消火用具

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は、10L以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

イ 膨張ひる石は、J I S A 5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、J I S A 5007にそれぞれ適合するものであること。

(2) 設置の能力単位

設置する箇所ごとに、規則第6条第1項に定める能力単位が1以上になるように設けること。